

令和元年台風 19 号に伴う災害に係る健康保険の特例措置について

このたびの令和元年台風 19 号に伴う災害によって被災された皆様、被災地の皆様方には、謹んで心よりお見舞い申し上げます。

今回の災害で※災害救助法適用市町村で被災された方につきましては、つぎの健康保険の特例措置が講じられます。

手続等につきましては、全国外食産業 ジェフ健康保険組合までご連絡ください。

(連絡先) 東京本部 総務課 03-5403-1062

近畿支部 総務課 06-6344-8417

(特例措置)

1. 保険医療機関での診療費の一部負担金等の徴収猶予及び減免措置の対応

被災された被保険者及び被扶養者が保険医療機関において受けた療養に係る一部負担金(自己負担額)を被災状況に応じて、徴収猶予及び減免を行う措置を講じます。

2. 被保険者証を紛失または消失された方への対応

被災により健康保険証を紛失又は消失されて保険医療機関で受診する場合には、氏名・生年月日・事業所名を医療機関の窓口で申し立てることにより受診できます。

また、保険証の再交付につきましては、申請に応じて速やかに交付いたします。

3. 任意継続被保険者に対する納期限の延長及び納付猶予の対応

被災された任意継続被保険者の方に対する保険料の納期限の延長及び納付猶予につきましては、措置を被害状況に応じた措置を講じます。

※ 災害救助法適用市区町村につきましては、内閣府 防災情報のホームページをご確認ください。

URL http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html